

藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例
 藤井寺市準用河川占用料徴収条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
電柱	電柱	1本につき1年	3,800円	電柱	電柱	1本につき1年	3,700円
	支柱		3,800円		支柱		3,700円
	支線柱		1,800円		支線柱		1,700円
	支線		740円		支線		730円
電話柱	電話柱		2,200円	電話柱	電話柱		2,200円
	支柱		3,100円		支柱		3,000円
	支線柱		1,700円		支線柱		1,600円
	支線		740円		支線		730円
その他の柱類				220円	その他の柱類		
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	22円	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	22円
地下電線その他地下に設ける線類			14円	地下電線その他地下に設ける線類			13円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,400円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	4,300円
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,400円	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	4,300円
	外径が0.07メートル未満のもの		92円		外径が0.07メートル未満のもの		90円
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		140円				
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		200円				
	外径が0.15メートル以上						

改正後				改正前			
水管、下水道管、ガス管等	0.20メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	270円	水管、下水道管、ガス管等	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		400円		外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		200円
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		530円		外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの		260円
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		920円		外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの		390円
	外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,400円		外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの		510円
	外径が1.00メートル以上のもの		2,700円		外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの		900円
	マンホールその他これに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円		外径が0.70メートル以上1.00メートル未満のもの		1,300円
					外径が1.00メートル以上のもの		2,600円
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設		1メートル又は1平方メートルにつき1月	440円	マンホールその他これに類するもの		占有面積1平方メートルにつき1年	1,300円
土石、竹木、瓦その他工事用材料				工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設		1メートル又は1平方メートルにつき1月	420円
橋りょう、栈橋、上屋その他のこれらに類する工作物		1平方メートルにつき1年	360円	橋りょう、栈橋、上屋その他のこれらに類する工作物		1平方メートルにつき1年	360円
工作物の設置を伴わない土地の占有		1平方メートルにつき1年	75円	工作物の設置を伴わない土地の占有		1平方メートルにつき1年	75円